



林業・木材産業改善資金を御利用の皆様へ

「林業・木材産業改善資金」は、国と県が、林業者・木材産業者の経営改善のための設備投資、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、**無利子**で資金を貸し付ける制度です。

限度額は、林業の場合、個人**1,500万円**、会社**3,000万円**、団体**5,000万円**、木材産業の場合**1億円**ですが、申請者の経営や資産の状況等によって、限度額まで貸付けできない場合があります。

貸付金の償還期間は最長**10年**（特例あり）で、**均等年賦払い**です。

貸付対象者

▶ 林業に携わっている方

（例）森林所有者、林業労働従事者、森林組合、素材生産業者、林業経営を行う市町など

▶ 木材製造業、木材卸売業又は、木材市場業を営んでいる方

※会社の場合：会社の規模によっては、資金対象者から外れる場合があります。

貸付対象事業

- ①新たな林業部門の経営の開始（例：林業の開始のためのチェーンソー等の導入）
- ②林産物の新たな生産方式の導入（例：プロセッサなどの高性能林業機械の導入）
- ③林産物の新たな販売方式の導入（例：販売管理システムの導入）
- ④新たな木材産業部門の経営の開始（例：新たにプレカット加工を始めるための施設の導入）
- ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入（例：防振装置付きチェーンソーの導入）
- ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（例：シャワー施設の導入）



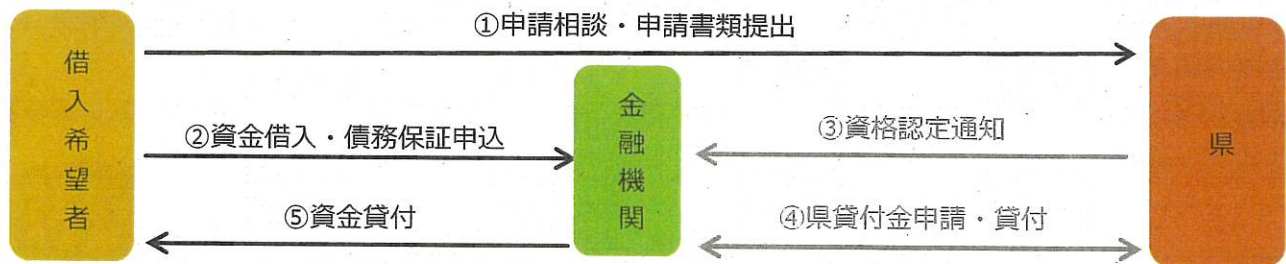
※貸付対象事業については「改善資金のしおり」や林野庁HPで公表されている貸付事例集（林野庁HP-林業金融・税制制度-お知らせ-林業・木材産業改善資金）をご覧ください。



借入手続

令和2年度から、金融機関等を通じた貸付けに変更になり、**伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛県森林組合連合会（森林組合向け）**で取り扱っています。

貸付けにあたり、**独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証**が必要です。債務保証を受けるための基金への出資金、保証金は借受者様負担となります。



中古機械に対する貸付

中古機械に対する貸付については、メーカー又は販売代理店を通じた購入に限り貸付対象とします。申込の際は、メーカー等の稼動証明の添付が必要です。

また、償還年数はメーカー等の稼動証明年数以内とします。

※所轄地方局森林林業課（森林林業振興班）や上記金融機関・森林組合連合会へご相談ください。